

町民税の申告と所得税の確定申告の町民税の申告は早めに！

町の申告受付について

▼期間 2月18日(月)～3月15日(金)

▼場所 役場4階第1会議室

▼受付時間 9時～11時45分、13時～16時

▼申告内容

○町民税申告書

○年金・給与収入のみの簡易な確定申告(申告書A)

※事業や不動産収入・各種譲渡所得・損失の繰越・青色申告等の確定申告書Bを使用する方、住宅借入金等特別控除(初年度)、過年度の確定申告の相談・申告は、税務署が開設する会場でお願ひします。

※申告書の内容は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定資料にもなります。また、申告がない場合は、所得証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

▼持ち物

○本人確認書類(個人番号カードまたは通知カード・身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。

※代理・郵送・税務署以外で提出する場合は、本人確認書類の写しの添付が必要です。

○申告書(町会場にて配布有)

○印鑑

○源泉徴収票・各種控除証明書
※医療費控除を受ける方は、合計額を計算し、明細書を作成してください。

○所得税の還付がある場合、申告者名義の口座番号等が分かるもの

確定申告が必要な方

平成30年中の給与収入が2,000万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、2か所以上から給与の支払を受けている方、不動産などの資産を売却した方は、確定申告が必要です。

※年金の源泉徴収税額には、生命保険料や地震保険料、医療費控除などの各種控除は反映されません。各種控除を受ける場合には確定申告または町民税申告が必要です。

町民税申告書の送付

前年の提出状況等により申告が必要と思われる方には1月下旬に送付します。窓口配布についても同日付けで開始します。

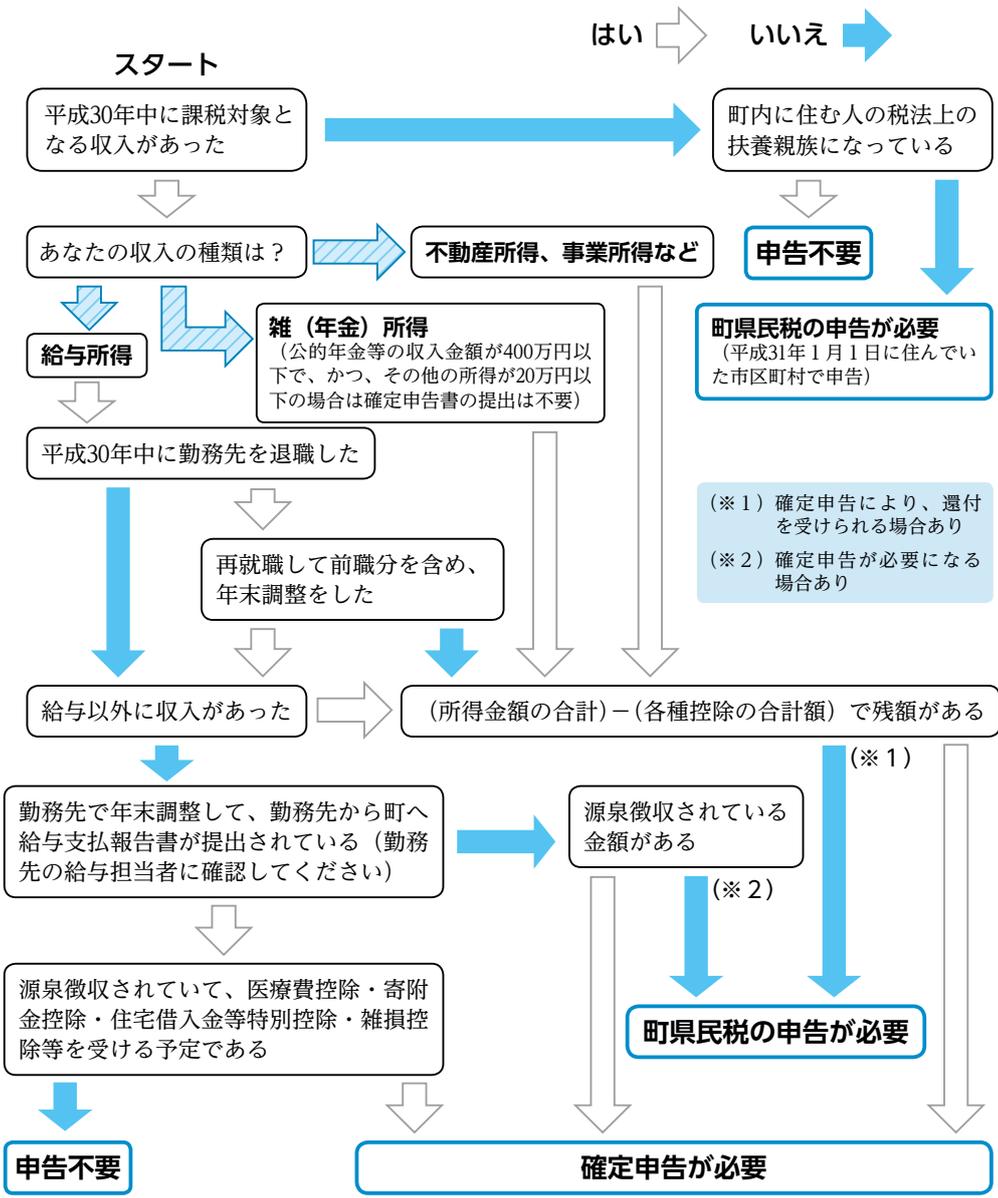
確定申告について

平塚税務署 ☎(22) 1400

町民税申告について

税務課 ☎内線253

私は申告が必要ですか？



【注意】

- 1 医療費控除等の申告により、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
- 2 公的年金等以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な場合でも、町民税の申告は必要です。
- 3 公的年金等の源泉徴収票に記載されてある控除以外の各控除がある場合は町民税の申告が必要です。